

手数料等に関する事項

求職者からの手数料については一切徴収いたしません。

採用が成功した場合、求人者からは、法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額（消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照）の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます。

また、通常、求人者との間の契約では、求職者が早期退職した場合に人材紹介手数料の一部を返還する規定を設けています。なお、当該規定については当社が提供するサービスや求職者の雇用形態等に応じて、各個別の契約において記載と異なる定めとなる場合がございます。

（早期退職紹介手数料返戻金）＊【解雇又は労働関連法令に違反を行った場合返戻金は返還いたしません】

在職期間が3ヶ月以内：人材紹介手数料の50％

在職期間が3ヶ月超6ヶ月以内：人材紹介手数料の20％

手数料の上限額（あくまで上限であり、この表にもとづいて手数料を請求するわけではありません。実際に請求する手数料は、あくまで契約等で求人者と合意した金額となります）。

内容	手数料の額(上限)及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	該当なし
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% 手数料負担者は求人者となります。